

泉大津市議会令和6年第3回定例会会議事項

(令和6年9月11日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	1 3	令和5年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件	3
議 案	5 5	泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正の件	5
同	5 6	泉大津市国民健康保険条例の一部改正の件	1 3
同	5 7	動産買入れの件	1 9
同	5 8	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件	2 3
同	5 9	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件	2 7
同	6 0	令和6年度泉大津市一般会計補正予算の件	3 3
同	6 1	令和6年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	6 5
同	6 2	令和5年度泉大津市下水道事業会計剰余金処分の件	7 9
認 定	1	令和5年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定の件	8 3
同	2	令和5年度泉大津市水道事業会計決算認定の件	8 5
同	3	令和5年度泉大津市下水道事業会計決算認定の件	8 7
同	4	令和5年度泉大津市病院事業会計決算認定の件	8 9

報告第13号

令和5年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件

令和5年度泉大津埠頭株式会社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市議会に報告する。

令和6年9月11日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

議案第 55 号

泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を 改正する条例の一部改正の件

泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 11 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

令和 6 年 12 月に開院予定である泉大津急性期メディカルセンターにおいて徴収する厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）に規定されている選定療養に係る費用について、その上限額を定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を 改正する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年泉大津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、泉大津市立病院使用条例（昭和47年泉大津市条例第6号）第2条の改正規定を次のように改める。

第2条の見出しを「(使用料等の額)」に改め、同条第1項及び第2項中「料金」を「使用料」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 メディカルセンターにおいて厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診に当たる者及び同条第5号に規定する再診に当たる者に対しては、選定療養費として次に掲げる金額の範囲内で管理者が別に定める額を徴収する。

(1) 初診時選定療養費 1回につき7,000円

(2) 再診時選定療養費 1回につき3,000円

第2条第7項中「料金」を「使用料」に改め、同条に次の2項を加える。

8 患者の利便のため、管理者が施設及び設備の使用を許可する者に対する使用料は、管理者が別に定める。

9 メディカルセンターにおける使用料等については、前各項に定める範囲内で指定管理者が管理者の承認を得て定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を 改正する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、令和6年12月に開院予定である泉大津急性期メディカルセンターにおいて徴収する厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養に規定されている選定療養に係る費用について、その上限額を定めるものであること。

1 改正内容

初診時選定療養費及び再診時選定療養費は、病床数が200床以上の病院に他の医療機関等からの紹介状なしで受診する場合等に、原則として対象患者が負担する保険診療以外の費用であるが、外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進するという観点から泉大津急性期メディカルセンターにおいても徴収することを予定しているため、その上限額を次の表のとおり定めるものであること。（第2条の規定による第2条第6項関係）

種 別	単 位	金 額
初診時選定療養費	1回	7,000円
再診時選定療養費	1回	3,000円

2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市病院事業の設置等に関する条例等の一部を 改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(泉大津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)</p> <p>第1条 泉大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年泉大津市条例第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>(泉大津市立病院使用条例の一部改正)</p> <p>第2条 泉大津市立病院使用条例（昭和47年泉大津市条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>（略）</p> <p>第1条を次のように改める。</p> <p>第1条 （略）</p> <p><u>第2条の見出しを「（使用料等の額）」に改め、同条第1項及び第2項中「料金」を「使用料」に改め、同条第6項を次のように改める。</u></p> <p><u>6 メディカルセンターにおいて厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）</u></p> <p><u>第2条第4号に規定する初診に当</u></p>	<p>(泉大津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)</p> <p>第1条 泉大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年泉大津市条例第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>(泉大津市立病院使用条例の一部改正)</p> <p>第2条 泉大津市立病院使用条例（昭和47年泉大津市条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>（略）</p> <p>第1条を次のように改める。</p> <p>第1条 （略）</p> <p><u>第2条の見出しを「（使用料等の額）」に改め、同条第1項、第2項及び第7項中「料金」を「使用料」に改め、同条に次の2項を加える。</u></p> <p><u>8 患者の利便のため、管理者が施設及び設備の使用を許可する者に対する使用料は、管理者が別に定める。</u></p> <p><u>9 メディカルセンターにおける使</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>たる者及び同条第5号に規定する再診に当たる者に対しては、選定療養費として次に掲げる金額の範囲内で管理者が別に定める額を徴収する。</u></p> <p>(1) <u>初診時選定療養費 1回につき7,000円</u></p> <p>(2) <u>再診時選定療養費 1回につき3,000円</u></p> <p><u>第2条第7項中「料金」を「使用料」に改め、同条に次の2項を加える。</u></p> <p><u>8 患者の利便のため、管理者が施設及び設備の使用を許可する者に対する使用料は、管理者が別に定める。</u></p> <p><u>9 メディカルセンターにおける使用料等については、前各項に定める範囲内で指定管理者が管理者の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>第3条を次のように改める。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条中「料金及び料金以外の使用料(以下「料金等」という。)」を「使用料等」に改める。</p> <p>第5条及び第6条を次のように改める。</p> <p>第5条及び第6条 (略)</p>	<p><u>用料等については、前各項に定める範囲内で指定管理者が管理者の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>第3条を次のように改める。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条中「料金及び料金以外の使用料(以下「料金等」という。)」を「使用料等」に改める。</p> <p>第5条及び第6条を次のように改める。</p> <p>第5条及び第6条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第7条第4号中「料金等」を「使用料等」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>2 (略)</p> <p>(泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与条例の一部改正)</p> <p>第3条 泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与条例(昭和47年泉大津市条例第8号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p>	<p>第7条第4号中「料金等」を「使用料等」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>2 (略)</p> <p>(泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与条例の一部改正)</p> <p>第3条 泉大津市立病院看護師等入学資金及び修学資金貸与条例(昭和47年泉大津市条例第8号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p>

議案第 56 号

泉大津市国民健康保険条例の一部改正の件

泉大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 11 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案)

泉大津市国民健康保険条例（令和5年泉大津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第50条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案) 要綱

本条例(案)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

改正法により、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることとなったことに伴い、本市条例において、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合において、その者に対し、10万円以下の過料を科するとする規定を削除するものであること。(第50条関係)

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、令和6年12月2日から施行するものであること。(改正条例附則第1条)

(2) 経過措置

この条例(案)の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。(改正条例附則第2条)

泉大津市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第50条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>において、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第50条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>において、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

議案第57号

動 産 買 入 れ の 件

消防署に配置する高規格救急自動車を次のとおり買入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年9月11日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|------|-------------------------------------------------------------|
| 1 | 買入れ額 | 36,850,000円 |
| 2 | 買入れ先 | 所 在 大阪市西区立売堀一丁目7番15号
名 称 大阪トヨペット株式会社法人営業部
部 長 村 内 敬 一 |

(参 考)

物品売買仮契約書（概要）

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 件名（品名） | 高規格救急自動車購入 |
| 2 納入場所 | 泉大津市消防本部 |
| 3 納入期限 | 令和7年3月15日 |
| 4 契約金額 | ¥36,850,000- |
| | （取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 5 契約保証金 | 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（契約金額の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。 |

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者大阪トヨペット株式会社法人営業部は、物品売買仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和6年6月13日

発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 

受注者 大阪市西区立売堀一丁目7番15号

大阪トヨペット株式会社法人営業部

部 長 村 内 敬 一 

車両寸法

全	長	:	5,650mm以下
全	幅	:	1,900mm以下
全	高	:	2,600mm以下
ホイールベース	:	3,400mm以下	

高度救命処置用資器材等

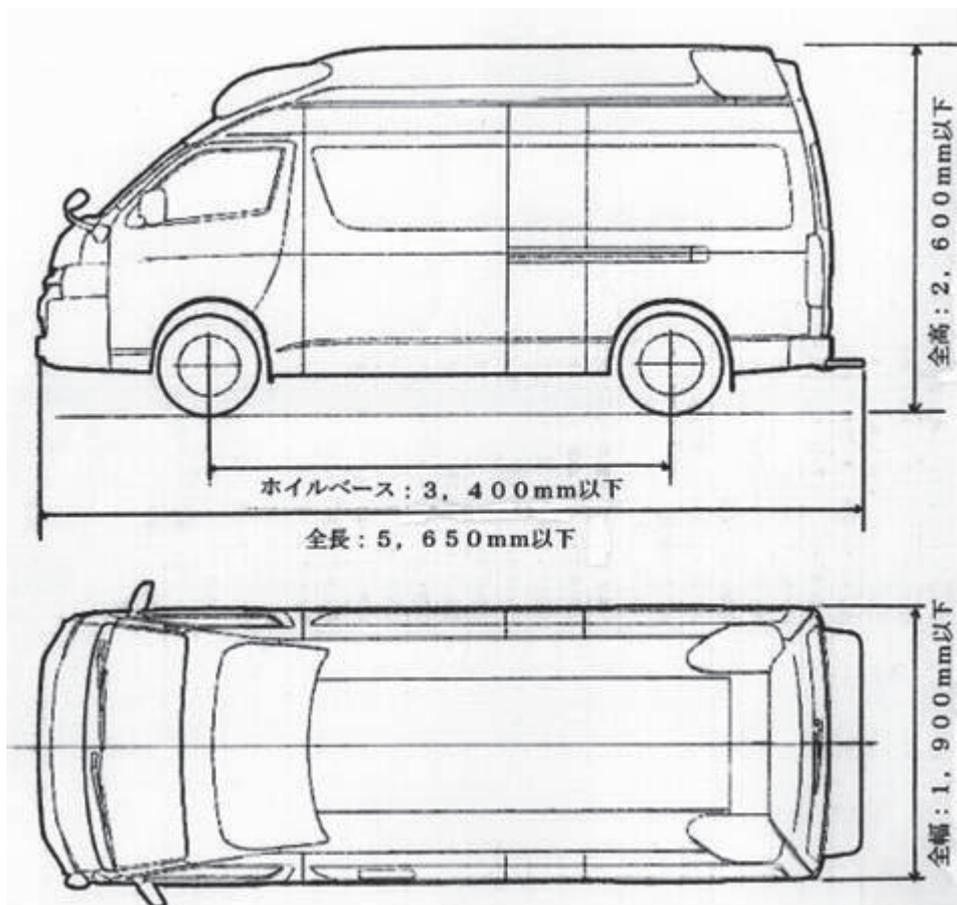
気道確保用資器材一式

半自動式体外式除細動器

輸液用資器材一式

自動心肺蘇生器一式

バイタルサイン測定機器一式



議案第 58 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び
これに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する
協議の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する。

令和 6 年 9 月 11 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を得る必要がある。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「藤井寺市」の前に「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

大阪広域水道企業団規約新旧対照表

変 更 案	現 行		
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="237 622 780 981"><tr><td>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</td></tr></table>	岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="839 622 1386 860"><tr><td>藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</td></tr></table>	藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村			
藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村			

議案第 59 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する 協議の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、関係市町村と協議する。

令和 6 年 9 月 11 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を得る必要がある。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(参 考)

大阪府後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

変 更 案		現 案 行	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
項	関係市町村において行う事務	項	関係市町村において行う事務
1	(略)	1	(略)
2	<u>資格確認書等</u> の引渡し	2	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の引渡し
3	<u>資格確認書等</u> の返還の受付	3	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の返還の受付
4～6	(略)	4～6	(略)
別表第2 (第17条関係)		別表第2 (第17条関係)	
(略)		(略)	
備考		備考	
1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。		1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び <u>外国人登録原票</u> に基づく満75歳以上の人口による。	
2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく人口による。		2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び <u>外国人登録原票</u> に基づく人口による。	

令和6年度泉大津市一般会計補正予算

令和6年度泉大津市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378,196千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,617,353千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年9月11日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		7,569,365	109,493	7,678,858
	1 国庫負担金	5,804,603	3,400	5,808,003
	2 国庫補助金	1,741,692	106,093	1,847,785
15 府支出金		2,811,441	300	2,811,741
	2 府補助金	814,262	300	814,562
18 繰入金		2,358,003	236,550	2,594,553
	2 基金繰入金	2,328,051	236,550	2,564,601
20 諸収入		904,808	18,553	923,361
	5 雑入	689,547	18,553	708,100
21 市債		4,989,500	13,300	5,002,800
	1 市債	4,989,500	13,300	5,002,800
歳 入 合 計		39,239,157	378,196	39,617,353

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		262,844	176	263,020
	1 議会費	262,844	176	263,020
2 総務費		4,710,660	332,911	5,043,571
	1 総務管理費	3,566,350	230,357	3,796,707
	3 徴税费	787,665	98,934	886,599
	4 戸籍住民登録費	205,713	1,989	207,702
	5 選挙費	51,149	1,631	52,780
3 民生費		16,990,102	11,825	17,001,927
	1 社会福祉費	7,203,318	3,740	7,207,058
	2 児童福祉費	5,809,444	4,497	5,813,941
	3 生活保護費	3,153,527	3,588	3,157,115
4 衛生費		3,584,432	3,400	3,587,832
	1 保健衛生費	1,021,026	3,400	1,024,426
7 土木費		3,523,577	5,873	3,529,450
	2 道路橋りょう費	784,046	773	784,819
	6 住宅費	310,803	5,100	315,903

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 消防費		877,669	301	877,970
	1 消防費	877,669	301	877,970
9 教育費		6,303,385	23,710	6,327,095
	3 中学校費	2,513,583	17,756	2,531,339
	4 幼稚園費	279,076	1,739	280,815
	5 社会教育費	583,372	4,215	587,587
歳出合計		39,239,157	378,196	39,617,353

第2表 地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
学校教育施設 整備事業費	補正前	千円 2,417,700	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 又は銀行 その他資金	25年以内	3年以内	半年賦及び 年賦元利均 等、半年賦 元金均等償 還又は満期 一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	2,431,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(補正額)		13,300							
補正前の額		4,989,500							
合計		5,002,800							

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	7, 5 6 9, 3 6 5
15 府支出金	2, 8 1 1, 4 4 1
18 繰入金	2, 3 5 8, 0 0 3
20 諸収入	9 0 4, 8 0 8
21 市債	4, 9 8 9, 5 0 0
歳 入 合 計	3 9, 2 3 9, 1 5 7

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
109,493	7,678,858
300	2,811,741
236,550	2,594,553
18,553	923,361
13,300	5,002,800
378,196	39,617,353

歳 出

款	補正前の額	補正額
1 議会費	262,844	176
2 総務費	4,710,660	332,911
3 民生費	16,990,102	11,825
4 衛生費	3,584,432	3,400
7 土木費	3,523,577	5,873
8 消防費	877,669	301
9 教育費	6,303,385	23,710
歳 出 合 計	39,239,157	378,196

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
263,020				176
5,043,571	100,923		3,284	228,704
17,001,927	2,620		2,315	6,890
3,587,832	3,400			
3,529,450	2,850			3,023
877,970			301	
6,327,095		13,300	926	9,484
39,617,353	109,793	13,300	6,826	248,277

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 7,569,365	千円 109,493	千円 7,678,858

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生費国庫負担金	57,545	3,400	60,945
計	5,804,603	3,400	5,808,003

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	665,794	100,923	766,717
2 民生費国庫補助金	204,423	2,620	207,043
4 土木費国庫補助金	460,322	2,550	462,872
計	1,741,692	106,093	1,847,785

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費負担金	3,400	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	100,923	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,989 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠） 98,934
1 社会福祉費補助金	1,870	地域生活支援事業費等補助金
3 生活保護費補助金	750	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
3 住宅費補助金	2,550	社会資本整備総合交付金（民間住宅耐震補助）

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

補正前	補正額	計
千円 2,811,441	千円 300	千円 2,811,741

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
6 土木費府補助金	2,761	300	3,061
計	814,262	300	814,562

補正前	補正額	計
千円 2,358,003	千円 236,550	千円 2,594,553

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	1,110,328	230,025	1,340,353
5 安全・安心なまちづくり連携活動基金繰入金	15,743	884	16,627
6 ふるさと応援基金繰入金	581,990	5,641	587,631
計	2,328,051	236,550	2,564,601

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 住宅費補助金	300	大阪府震災対策推進事業補助金

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	230,025	財政調整基金繰入金
1 安全・安心なまちづくり連携活動基金繰入金	884	安全・安心なまちづくり連携活動基金繰入金
1 ふるさと応援基金繰入金	5,641	ふるさと応援基金繰入金

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

補正前	補正額	計
千円 904,808	千円 18,553	千円 923,361

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	689,547	18,553	708,100
計	689,547	18,553	708,100

補正前	補正額	計
千円 4,989,500	千円 13,300	千円 5,002,800

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
6 教育債	2,644,900	13,300	2,658,200
計	4,989,500	13,300	5,002,800

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雑入	18,553	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る賠償金 18,252 消防団員安全装備品整備事業助成金 301

節		説明
区分	金額	
2 中学校債	13,300	中学校整備事業債

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 262,844	千円 176	千円 263,020

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	262,844	176	263,020				176
計	262,844	176	263,020				176

補 正 前	補 正 額	計
千円 4,710,660	千円 332,911	千円 5,043,571

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,816,932	278	1,817,210				278
6 防犯費	14,151	884	15,035			884	
9 企画調査費	78,891	4,417	83,308			2,400	2,017
11 災害対策費	64,286	3,234	67,520				3,234

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	116	3 議会運営事業 176	10 需用費 116
11 役務費	50		消耗品費 40
13 使用料及び賃借料	10		印刷製本費 76
			11 役務費 50
			広告料
			13 使用料及び賃借料 10
			著作権使用料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 備品購入費	278	26 市民活動支援センター運営事業 278	17 備品購入費 278
			機械器具費
18 負担金、補助及び交付金	884	1 防犯対策事業 884	18 負担金、補助及び交付金 884
			地域防犯カメラ設置補助金
12 委託料	2,017	10 万博機運醸成事業 4,417	12 委託料 2,017
18 負担金、補助及び交付金	2,400		出展運営計画策定業務委託料
			18 負担金、補助及び交付金 2,400
			万博共創事業創出補助金
12 委託料	3,234	5 災害対策用備蓄物資整備事業 3,234	12 委託料 3,234
			災害備蓄用毛布加工業務委託料

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
17 諸費	90,000	221,544	311,544				221,544
計	3,566,350	230,357	3,796,707			3,284	227,073

(項) 3 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	619,152	98,934	718,086	98,934			
計	787,665	98,934	886,599	98,934			

(項) 4 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民登録費	205,713	1,989	207,702	1,989			
計	205,713	1,989	207,702	1,989			

(項) 5 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 泉大津市長選挙費	32,907	1,631	34,538				1,631
計	51,149	1,631	52,780				1,631

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	221,544	1 国・府支出金返還事業 221,544	22 償還金、利子及び割引料 国府補助金等返還金 221,544

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	125 1,809 97,000	3 定額減税事業 98,934	10 需用費 印刷製本費 125 12 委託料 電算処理委託料 1,809 18 負担金、補助及び交付金 定額減税調整給付金 97,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	1,989	2 戸籍事務事業 1,989	12 委託料 システム改修委託料 1,989

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費 18 負担金、補助及び交付金	927 704	1 泉大津市長選挙事業 1,631	11 役務費 通信運搬費 927 18 負担金、補助及び交付金 公営選挙費用負担金 704

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

補正前	補正額	計
千円 16,990,102	千円 11,825	千円 17,001,927

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
7 障がい者福祉費	302,586	3,740	306,326	1,870			1,870
計	7,203,318	3,740	7,207,058	1,870			1,870

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 保育所費	763,656	1,687	765,343			926	761
8 認定こども園費	456,793	2,810	459,603			1,389	1,421
計	5,809,444	4,497	5,813,941			2,315	2,182

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	161,713	3,588	165,301	750			2,838

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	3,740	1 一般事務事業（障がい福祉課） 3,740	12 委託料 システム改修委託料 3,740

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費 12 委託料 17 備品購入費	377 926 384	2 保育所運営事業 1,687	11 役務費 通信運搬費 377 12 委託料 端末設定業務委託料 926 17 備品購入費 保育用器具費 384
11 役務費 12 委託料 17 備品購入費	703 1,389 718	1 認定こども園運営事業 2,810	11 役務費 通信運搬費 703 12 委託料 端末設定業務委託料 1,389 17 備品購入費 園用器具費 718

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料	1 8 1,734 845	2 一般事務事業（生活福祉課） 3,588	10 需用費 消耗品費 1 11 役務費 通信運搬費 8 2

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	3,153,527	3,588	3,157,115	750			2,838

補正前	補正額	計
千円 3,584,432	千円 3,400	千円 3,587,832

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	222,589	3,400	225,989	3,400			
計	1,021,026	3,400	1,024,426	3,400			

補正前	補正額	計
千円 3,523,577	千円 5,873	千円 3,529,450

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 水路費	77,345	773	78,118				773

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	1,000		官報公告料 6
			12 委託料 電算処理委託料 1,734
			13 使用料及び賃借料 システム使用料 845
			18 負担金、補助及び交付金 相続財産清算人選任申立予納金 1,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	3,400	6 予防接種健康被害給 付費支援事業 3,400	18 負担金、補助及び交付金 新型コロナウイルス予防接種健康被害給 付費負担金 3,400

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
21 補償、補填及び賠償金	773	2 ポンプ場維持管理事業 773	21 補償、補填及び賠償金 補償費 773

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	784,046	773	784,819				773

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 住宅管理費	310,466	5,100	315,566	2,850			2,250
計	310,803	5,100	315,903	2,850			2,250

補正前	補正額	計
千円 877,669	千円 301	千円 877,970

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 非常備消防費	11,247	301	11,548			301	
計	877,669	301	877,970			301	

補正前	補正額	計
千円 6,303,385	千円 23,710	千円 6,327,095

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	2,474,922	17,756	2,492,678		13,300		4,456

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	5,100	4 民間住宅耐震促進事業 5,100	18 負担金、補助及び交付金 木造住宅耐震改修補助金 空家除却補助金 5,100 1,200 3,900

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 備品購入費	301	1 消防団事業 301	17 備品購入費 団用器具費 301

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
14 工事請負費	17,756	3 中学校施設整備事業 (資産活用課) 17,756	14 工事請負費 補修工事費 17,756

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	2,513,583	17,756	2,531,339		13,300		4,456

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 幼稚園費	279,076	1,739	280,815			926	813
計	279,076	1,739	280,815			926	813

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
7 文化財保護費	22,619	4,215	26,834				4,215
計	583,372	4,215	587,587				4,215

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費	402	3 幼稚園運営事業 1,739	11 役務費 402 通信運搬費
12 委託料	926		12 委託料 926 端末設定業務委託料
17 備品購入費	411		17 備品購入費 411 園用器具費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	4,215	1 文化財保存事業 4,215	12 委託料 4,215 多言語解説案内板作成及び設置業務委託料

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普通債	14,313,468	4,899,500	13,300	4,912,800	1,009,545		1,009,545	18,203,423	18,216,723
(1) 総務債	599,043	472,500		472,500	28,454		28,454	1,043,089	1,043,089
(2) 民生債	681,362	688,700		688,700	35,981		35,981	1,334,081	1,334,081
(3) 衛生債	300,048	41,600		41,600	33,341		33,341	308,307	308,307
(4) 農林水産業債	3,105				366		366	2,739	2,739
(5) 土木債	4,268,021	845,800		845,800	386,212		386,212	4,727,609	4,727,609
(6) 公営住宅債	565,131	142,400		142,400	35,877		35,877	671,654	671,654
(7) 消防債	735,194	63,600		63,600	96,057		96,057	702,737	702,737
(8) 教育債	7,161,564	2,644,900	13,300	2,658,200	393,257		393,257	9,413,207	9,426,507
2. 災害復旧債	120,754				20,124		20,124	100,630	100,630
(1) 民生債	7,350				1,225		1,225	6,125	6,125
(2) 衛生債	4,426				737		737	3,689	3,689
(3) 土木債	85,278				14,212		14,212	71,066	71,066
(4) 公営住宅債	1,050				175		175	875	875
(5) 消防債	1,350				225		225	1,125	1,125
(6) 教育債	21,300				3,550		3,550	17,750	17,750
3. その他債	12,629,330	90,000		90,000	1,190,475		1,190,475	11,528,855	11,528,855
(1) 減税補てん債	39,794				20,529		20,529	19,265	19,265
(2) 臨時財政 対 策 債	12,516,612	90,000		90,000	1,165,315		1,165,315	11,441,297	11,441,297
(3) 減収補てん債	72,924				4,631		4,631	68,293	68,293
合 計	27,063,552	4,989,500	13,300	5,002,800	2,220,144		2,220,144	29,832,908	29,846,208

令和6年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和6年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,413千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,101,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月11日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		1,244,625	79,372	1,323,997
	2 基金繰入金	109,596	79,372	188,968
8 諸収入		169	41	210
	3 雑入	17	41	58
歳 入 合 計		7,022,482	79,413	7,101,895

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		3,925	79,413	83,338
	1 償還金及び還付加算金	2,246	79,413	81,659
歳 出 合 計		7,022,482	79,413	7,101,895

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
6 繰入金	1, 2 4 4, 6 2 5
8 諸収入	1 6 9
歳 入 合 計	7, 0 2 2, 4 8 2

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
79,372	1,323,997
41	210
79,413	7,101,895

歳 出

款	補正前の額	補正額
6 諸支出金	3,925	79,413
歳 出 合 計	7,022,482	79,413

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
83,338				79,413
7,101,895				79,413

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,244,625	千円 79,372	千円 1,323,997

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	109,596	79,372	188,968
計	109,596	79,372	188,968

補 正 前	補 正 額	計
千円 169	千円 41	千円 210

(款) 8 諸収入

(項) 3 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
3 雑入	15	41	56
計	17	41	58

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	79,372	介護給付費準備基金繰入金

節		説明
区分	金額	
1 雑入	41	介護施設等整備事業補助金返還金

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,925	千円 79,413	千円 83,338

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 償還金	1	79,413	79,414				79,413
計	2,246	79,413	81,659				79,413

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利 子及び割引 料	79,413	1 国庫支出金等返還金 事業 79,413	22 償還金、利子及び割引料 返還金 79,413

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

議案第62号

令和5年度泉大津市下水道事業会計剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、別紙（案）のとおり令和5年度泉大津市下水道事業会計で生じた剰余金を処分することについて、市議会の議決を求める。

令和6年9月11日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

「別 紙」

令和 5 年度泉大津市下水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,783,577,734	913,356,600	548,380,345
議会の議決による処分数額	156,137,763	0	△308,076,361
減債積立金への積立て	0	0	△151,938,598
資本金への組入れ	156,137,763	0	△156,137,763
処分後残高	1,939,715,497	913,356,600	(繰越利益剰余金) 240,303,984

認定第 1 号

令和 5 年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定
の件

令和 5 年度泉大津市一般会計及び特別会計決算（別冊）を地方自治法（昭和 2 2
年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 1 1 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

認定第2号

令和5年度泉大津市水道事業会計決算認定の件

令和5年度泉大津市水道事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、市議会の認定に付する。

令和6年9月11日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

認定第3号

令和5年度泉大津市下水道事業会計決算認定の件

令和5年度泉大津市下水道事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、市議会の認定に付する。

令和6年9月11日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

認定第4号

令和5年度泉大津市病院事業会計決算認定の件

令和5年度泉大津市病院事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、市議会の認定に付する。

令和6年9月11日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

本書は、再生紙を使用しています。

